

政令第 号

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年八月三十一日とする。

理由

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

